

施工体制台帳に添付する下請契約書等について

施工体制台帳に添付する下請契約書等について、不適切なものの提出が散見されます。

今後、不適切な下請契約書等の提出があった場合は指名停止等の措置を行います。

なお、下請契約書等を紛失等したため再度下請契約書等又は変更契約書等を作成した場合は、遅滞なく写しを提出してください。提出の遅延があった場合は不適切な下請契約書等の提出があったものとみなし指名停止等の措置を行う場合があります。